

# 居宅介護支援重要事項説明書

## 1 支援事業者（法人）の概要

名称・法人種別	医療法人ながら医院
代表者名	理事長 長柄 均
所在地・連絡先	(住所) 〒812-0007 福岡市博多区東比恵三丁目20-1 (電話) 092-411-2358 (FAX) 092-411-2557

## 2 事業所の概要

### (1) 事業所名称及び事業所番号

事業所名	医療法人ながら医院 居宅介護支援事業所
所在地・連絡先	(住所) 〒812-0007 福岡市博多区東比恵三丁目20-1 (電話) 092-474-1667 (FAX) 092-431-5988
事業所番号	4010317446
管理者の氏名	副田 久美子

### (2) 事業所の職員体制

従業者の職種	人数 (人)	区分		常勤換算後 の人数(人)	職務の内容
		常勤(人)	非常勤(人)		
管理者	1	1		0.5	管理業務
介護支援専門員	4	4		3.5	ケアプラン作成その他
事務職員等	1	1		0.2	事務その他

### (3) 職員の勤務体制

従業者の職種	勤務体制	休憩
管理者	勤務時間帯 (09:00~18:00) 常勤	13:00~14:00
介護支援専門員	勤務時間帯 (09:00~18:00) 常勤	13:00~14:00
	勤務時間帯 (09:30~17:30) 非常勤	13:00~14:00
事務職員等	勤務時間帯 (09:00~18:00) 常勤	13:00~14:00

### (4) 事業の実施地域

事業の実施地域	福岡市
---------	-----

※上記地域以外でもご希望の方はご相談ください。

(5) 営業（診療）日

営業（診療）日	営業（診療）時間
平日	09：00～18：00
土曜日	09：00～13：00

営業（診療）しない日	日曜日・祝日・12/29～1/3
------------	------------------

3 提供する居宅介護支援サービスの内容・提供方法

- ア 居宅サービス計画（ケアプラン）の作成
- イ 情報の提供
- ウ 要介護等認定の申請、変更の代行
- エ 居宅サービス事業者との契約締結に関する必要な援助
- オ 関連事業者等の連絡調整
- カ 給付管理票の作成・提出

4 費用

(1) 利用料

要介護認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるので自己負担はありません。介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、支援事業者へ直接介護保険給付が行われないう場合があります。その場合、ご利用者様は居宅介護支援費を一旦お支払いください。

(2) 交通費

2の(4)の事業の実施地域にお住まいの方は無料です。それ以外の地域にお住まいの方は交通費の実費が必要となります。

(3) 利用料等のお支払方法

特別の事情が無い限り、お支払いはございません。  
お支払いのある方には、毎月12日までに前月分の請求をいたします。  
口座振替もしくは現金にてお支払ください。（口座振替日は毎月17日）  
（口座振替を希望される場合は、所定の用紙に記入し提出ください）  
口座振替確認及び現金でのお支払時には、領収書を発行いたします。

5 事業所の特色等

(1) 基本理念

地域に根づいた医療、福祉、保険の連携を図り、自立支援・権利の保障・利用者本位のサービスをおこなう。

(2) 運営方針

- ① 要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した生活を営むことができるように配慮しなければならない。
- ② 利用者の心身の状況、環境に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療・福祉サービスが、多彩な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮しなければならない。
- ③ 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供されるサービスが、特定の種類又は特定の事業者に不正に偏することのないよう、公正中立に行わなければならない。
- ④ 居宅サービス計画の作成にあたって、利用者から介護支援専門員に対して複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を求めることや、居宅サービス計画原案に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることができる。
- ⑤ 事業の運営に当たっては、市町村、他の事業所、介護保険施設等との連携に努めなければならない。

(3) その他

事項	内容
アセスメント（評価）の方法及び事後評価	ご利用者様の直面している課題等を評価し、ご利用者様に説明のうえケアプランを作成します。

	また、サービス提供の目標の達成状況等を評価し、その結果をご利用者様に説明いたします。
--	--

## 6 サービス内容に関する苦情等相談窓口

当事業所お客様相談窓口	窓口責任者 副田 久美子 ご利用時間 09:00~18:00 ご利用方法 電話 (474-1667) 面接 (当事業所)
各市町村 (介護保険課)	福岡市東区 645-1069 博多区 419-1078 中央区 718-1102 南区 559-5125 城南区 833-4105 早良区 833-4355 西区 895-7066
国民健康保険連合会	092-642-7859 (介護保険課)

## 7 緊急時・事故発生時等における対応方法

ご自宅やサービスを受けられている時に体調が悪くなられた時には、速やかにご利用者様の主治医、緊急時連絡先 (ご家族等)、サービスを提供している事業者等へ連絡をします。

主治医	病院名 及び 所在地	
	氏名	
	電話番号	

緊急時連絡先 (家族等)	氏名 (続柄)	( )
	住所	
	電話番号	

市町村連絡先	市町村名	
	住所	
	電話番号	

## 8 事故発生時における対応

ご利用者様が安心してサービスの提供を受けられるよう、サービス提供によって対人・対物などの事故が発生した時には速やかに対応をいたします。

- (1) 事故対応マニュアルを作成し、あらかじめ従業員全員に周知徹底しています。
- (2) 損害賠償責任保険に加入していますので、賠償すべき事態となった場合には賠償いたします。
- (3) 事故が発生した際は、その原因を調査し、再発防止策を検討するために第三者的立場による意見を取り入れたり、原因を分析・解明・記録する等の体制ができています。
- (4) 事故が発生した際は、上記記載された主治医・ご家族様・各市長村へ連絡いたします。

9 秘密の保持

ご利用者を担当する従業員は、正当な理由がない限り、サービス上知りえたご利用者様やご家族様の秘密を漏らしません。サービスを行うにあたり、ご利用者様やご家族様に関する個人情報を用いる必要がある場合には、目的等を説明し同意を得てから使用いたします。

10 虐待防止について

当事業所は、利用者等の人権の擁護、虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。  
虐待防止に関する責任者 副田 久美子
- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 従業員に対する虐待防止を啓発、普及するための研修を実施しています。

11 ハラスメント対策について

- (1) 事業所は職場におけるハラスメント防止に取り組み、職員が働きやすい職場づくりを目指します。
- (2) 利用者が事業者の職員に対して行う、暴言・暴力・嫌がらせ・誹謗中傷等の迷惑行為、セクシャルハラスメントなどの行為を禁止します。

12 介護サービス情報開示について

介護サービス内容等につきましてご利用者様及びご家族様が情報の開示を求められれば速やかに対応いたします。

13 ご利用者様へのお願い

支援事業者が交付する居宅サービス計画（ケアプラン）書、サービス利用票等は、ご利用者様の介護に関する重要な書類なので、契約書・重要事項説明書等と一緒に大切に保管してください。

14 サービス利用割合などの説明について

当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙にてご説明いたします。

当事業者は、本書面に基ついて、上記重要事項を説明しました。

令和 年 月 日

事業者	住所	福岡市博多区東比恵三丁目 20-1
	事業者(法人)名	医療法人ながら医院
	事業所名	医療法人ながら医院 居宅介護支援事業所
	(事業所番号)	4010317446
	管理者名	副田 久美子 印

説明者	職名	介護支援専門員
	氏名	_____ 印

私は、本書面に基ついて、上記重要事項の説明を受けました。

令和 年 月 日

利用者	住所	_____
	氏名	_____ 印

代理人（選任した場合）	住所	_____
	氏名	_____ (続柄) 印